

中野 毅著

『宗教の復権』

——グローバリゼーション・カルト論争・
ナシヨナリズム——』

東京堂出版 二〇〇二年九月三〇日刊
四六判 二六二頁 二六〇〇円

櫻井 義 秀

一 現代の「カルト」問題と本書の意義

一九九〇年代日本の宗教現象と宗教報道において、「カルト」問題ほど一般の人々と研究者を困惑させたものはない。「カルト」とは、元来一九六〇年代以降のアメリカの新宗教運動を批判的（一部は侮蔑的）に評価した言葉であった。その後、教団組織論の立場からカリスマ的指導者による創唱的な初期教団形成を説明する概念として練り直されたものの、この用法は社会的慣用語としての「カルト」にとって代わることはなかった。従って、教えや活動の内容に価値判断を下さない宗教研究者は「新宗教」という用語を用いてきたし、日本でもそうであった。ところが、一九九五年のオウム事件以降、特定教団の活動に反対する人々によって従来の新宗教の幾つかが「カルト」として再発見され、マスメディアがこの用法を広めるに至って、研究者は社会問題の指標としての「カルト」概念を無視することができなくなったのである。

しかしながら、「ファンダメンタリズム」という政治と運動する宗教復興現象を形容する概念同様に、「カルト」の概念規定と用法はかなり難しい問題をはらんでいる。

社会的告発や政治的問題化という実践性がこれらの言葉に既に付与されている以上、研究者がそれらの言葉を用いて特定の宗教現象を説明しようとすれば、当該の問題に特定の立場を表明するものとして巻き込まれていかざるを得ない。しかも、特定教団の暴力により身体や財産に危害を加えられ、また「信教の自由」を侵害されたと主張する人々を目の前にして、研究者は「カルト」問題の解決に何らかの形で寄与することを求められる。

このような状況の中で「カルト」問題を論じる困難さに怯むことなく、オーソドックスな社会学の方法論にたつて、現代のカルト論争に一つの方向性を与えようとした本書の功績は極めて大きい。中野毅氏は、本書の後に『戦後日本の宗教と政治』（大明堂、二〇〇三年）を刊行されたが、それを本書と併せて読んでいただければ分かるように、宗教政策や一般の人々の宗教意識から「宗教と国家」の関係を宗教現象学的に描き出すとする方法論を用いている。本書も、特定教団と関係者達の葛藤といった具体的事件の次元ではなく、それらの個別現象が社会問題として構築される社会的構図を描こうとしたものである。

新宗教運動の展開過程は教団特有の運動理念・戦略に基づくものであるとしても、周辺社会との相互作用の中で運動の可能性が決まってくる。また、新宗教運動の発生それ自体、

書評と紹介

個々の地域社会・文化的脈絡で理解されるのは当然であるが、今日では世界社会のグローバル化と部分社会の対抗的グローバル化という大きな歴史的文脈で理解されるべきであろう。このような著者の視点は、「宗教と社会」という制度の対抗・相補的な関係や、宗教制度が世俗化する一方で、民族、国民、エスニシティという集団統合の象徴が神聖さを帯びてくるという近現代の歴史的趨勢を把握するオーソドックスな宗教社会学の議論に準じたものになっている。本書の前半部分は、まさにこの方法論と時代の趨勢分析にあてられ、後半において、グローバルゼーションにより異質な文化伝統が流入し、文化統合への危機意識が生じた西欧社会において、文化の正統性回復を求める社会運動が起こり、その中で現代の「カルト」問題は発生したのだという著者の認識が語られるのである。

ここ二、三十年の宗教社会学では、世俗化論が新宗教現象や「ファンダメンタリズム」、「エスノ・ナショナリズム」といった宗教の復興現象にすっかり色あせ、「宗教と社会」の関係を総体として把握するよりも、個別の宗教運動や宗教者の内面世界に分け入ろうとするメゾ、ミクロ的社会認識が主流になってきた。この社会認識の視座と方法で「カルト」問題を調査しようとする、研究者は対象者に密着した記述の意味を自己言及的に問い直すことに相当の時間を費やさざるをえない。「カルト」問題の当事者や彼等を支援するために介入した宗教者・医療・法律の専門家による「カルト」批判の言説や、教団側の対抗的言説、及びインターネット空間の博識な傍観者達の情報をも参照しながら、宗教研究固有の視点と知見を披瀝できないの

であれば、宗教研究の社会的意義はない。著者がたつ戦略高地としてのマクロ的宗教認識は、こうした研究状況に一つの展望を開くものであろう。

以上、中野氏の視座と方法論の意図、意義について、いささか紙数を費やして確認した。この点を理解しておかないと、「欧米の反カルト運動は文化ナショナリズムの表れ」という「反カルト運動」の捉え方が短絡的と誤解されるおそれがある。端的に言って、日本であれ、欧米であれ、反カルト運動の当事者達の意見や活動事例をそれなりに知っているものにとつて、本書の結論は納得しがたいものである。この一点からのみ本書を評価してしまうと、それは誤読とまでいえないにしても、著者の意図を十分にくんだ読みにはならないであろう。以下では、本書の構成に沿いながら、中野氏の分析をおつてみたい。

二 本書の構成と論点

第一部では、現代宗教が存立する社会の構造的変動が説明される。第一章において、前節で既に述べた著者の問題意識と研究視座が語られているが、それに続く第二章から世俗化論再考まで、ほぼ十年ずつ遡って当時の宗教研究の問題状況を検討する内容になっている。評者はむしろ一九七〇年の問題として世俗化テーゼの再検討から始めて、順に一九八〇年代、一九九〇年代、二一世紀における「宗教と政治・国家」の関係、及び研究上の課題と並べた方が読者には時代の流れが見えやすいのではないかと思われたがどうだろうか。

世俗化論であるが、まず、何が世俗化したのかという論議の対象と宗教の定義を検討することが必要である。社会は世俗化しているのか（宗教による社会統合機能の喪失）。宗教は世俗化しているのか（宗教制度の弱体化）。人間は世俗化しているのか（究極的意味や救済財への欲求の低下）。こうした問いを組み合わせ、近・現代における宗教の趨勢をとらえた一つの答えが世俗化であった。つまり、世俗化論は前提となる社会理論（宗教理論を含む）と対象領域における趨勢判断を別途検討しないと意味をなさないのである。

この点を「世俗化テーゼの諸前提」として著者も十分認識しているのであるが、論者の社会理論上の相違そのものは検討されなかった。ルックマン、バーガー、マーチン、ウィルソン、ドベラーレ、ルーマン、ワッハ、メンシングの諸説を、世俗化過程の性質（可逆的か否か）と適用範囲（近代及び西洋キリスト教世界に限定するのか、通文化・通歴史的と考えるか）という趨勢判断の軸からのみ整理している。これは、著者が西欧の世俗化論は日本に適用可能かどうかという大きな問題設定をしているために、「西欧の世俗化論」と一括したうえでの、西欧における諸前提と日本との差異を論じようとしたためだと思う。彼等の世俗化論は西洋中心主義を抜け出していないという結論は、一九七〇年代の末に日本と西欧の研究者が世俗化論を検討しあつた後の日本側の了解に一致している。つまり、宗教性のあらわれ方や宗教と社会の制度的関係は当該社会ごとに独特であり、近代化を単系的で一方へ進む趨勢（世俗化を伴う）とすることはできないということであった。

そして、この点は当の西欧社会においても宗教の復興現象を見るに至って世俗化論への懐疑となっていくのである。著者は、第二章において一九八〇年代における世俗化論再検討の状況を説明していく。多様な新宗教運動（①HPM系、②東洋宗教系、③イエス運動系）や保守派プロテスタンティズムの政治的発言力の拡大（人工妊娠中絶・強制バス通学・公教育における祈禱禁止・同性愛等を問題視し、テレビ伝道家が大眾に働きかけ、政治家はそれらの票をあてにする）だけみても、宗教の社会・政治に対する影響力は増している。もちろん、これはアメリカの事例であるが、ヨーロッパにおいても「宗教が社会統制力を持つことはないにしても、政治に対する影響力は保持している（ウィルソン）」し、宗教が完全に私事化し、サブカルチャーと化すことはないと言われる。

一九九〇年代は、東西冷戦体制が消滅して、「宗教の復権」とみられる現象が観察された。これは、一、宗教を冠した原理主義が顕著であること、二、スピリチュアルな要素の強い新宗教が勢力を維持していること、三、民族主義、ナショナリズムの台頭に宗教が大きな役割を果たしていることからいえる。著者は、民族・エスニシティ・国民等の概念やナショナリズム研究（原初主義的アプローチと道具主義的アプローチ）を検討したうえで、ナショナリズムという文化・政治的形態において宗教がそれらの諸概念とどのように結合するかが今後検討されなければならないとする。その一つの応用が、第二部に扱われる「対抗的」「文化ナショナリズム」としての反カルト運動及び反セクト法等の研究である。

書評と紹介

第二部第一章「宗教研究とカルト問題」では、「カルト問題」を論じる際の規範的立場と宗教研究における立場性が問題にされる。著者によれば、一、被害者、親族（カルト批判）、二、マスメディア（社会一般、常識を肯定）、三、反カルト運動に従事する宗教者（異端的信仰の批判）、四、弁護士、裁判官等（法体系内での判断）が挙げられる。評者はこれに、五、精神医学・心理学（洗脳論、マインド・コントロール論の提起）、及び六、宗教学・宗教社会学（宗教的マイノリティの擁護）の立場を加えたい。一の当事者以外は、二から六までジャーナリズム、宗教者、法曹、医療従事者、研究者といった専門家である。

知識の存在拘束性という観点から「カルト」問題の語り方を見てみると、カルト問題に介入する自らの正当性を述べたものが、それぞれの立場から構成されたカルト論になっている。評者は研究者も実践者として特定の立場性を持つと考えているが、著者は規範的立場からの判断を極力排除し、問題の事象を経験科学的・客観的に捉えることが必要であり、それは宗教社会学によってなされると主張する。この点は最後に議論してみたい。

さて、第二章「アメリカにおける反カルト運動とナシヨナリズム」では、「保守再興の潮流の中で、新宗教運動を伝統的な信仰、家族、倫理を破壊するものとして批判し、それらにまさに『対抗する』ため発展した運動」としての反カルト運動が分析される。「文化的であれ、政治的であれ、ナシヨナリズムは愛国主義の主張として外部に敵を想定すると共に、内部にも敵

を設定する。この運動にとって、反社会的な『カルト』は伝統文化を内側から腐食させる内部の敵であった。その意味で、反カルト運動は少なくとも全体社会からのナシヨナリスティックな統制運動であり、逸脱を抑圧する運動である。」

著者はこのように反カルト運動を理解し、反カルト運動の構成員（①家族、脱会者、②既成教団、③ディプログラマー、④専門家、⑤市民の反カルト感情、⑥マスメディア、⑦政府関係機関）と政府への働きかけ（特定教団に対する公聴会の開催、議員による法的規制への働きかけ、それが不能と分かると脱税等の別件による牽制、ディプログラムされた元メンバーによる法的告発）を記述する。そして、一、宗教的多元社会における「宗教の自由」をどのように考えるべきなのか、二、宗教的少数派や新宗教への抑圧のメカニズムから宗教と社会、国家との関係を考察するのである。

一九九〇年代から現代にかけて、東西冷戦後の仮想敵として「イスラーム過激主義」と、実質的な敵としてアフガニスタン、イラクがアメリカの標的となり、攻撃された記憶は生々しいものがある。「イスラーム・ファンダメンタリズム」という言い方には西欧文化、キリスト教中心主義が感じられる。アメリカの政治が国内ではナシヨナリズム、対外的には覇権主義的色彩を帯びていることは比較的明らかであろう。しかし、アメリカの反カルト運動をナシヨナリズムと捉えることが妥当かどうかについて、評者は疑問なしとしない。

第一に、著者が事例としてあげた反カルト運動（CANやAFF他）の活動目的や構成員の活動動機が、主観的にも客観的

にもナショナリスティックなものであるのか？むしろ、これらの運動の端緒は、「カルト」に入信した（奪われた）子供を取り戻す（脱会させる）親達の活動と、家族支援のために専門家が介入したものであった。彼等の最大限の目的は「個人」の自由・尊厳と「家族」の回復であった。個々の運動には、直接「民族」「国家」或いは「伝統」といった集合的な価値が主導的であったとはいえない。

第二に、個別の社会運動の次元ではなく、文化現象としてナショナリズム的であると見なせるかどうかである。「被害者」としての家族、宗教者、法律・医療関係の専門家が、それぞれの立場で「あるべき」個人・家族を論じ、教団との落差に「カルト」性や「マインド・コントロール」の痕跡を見いだしたことは間違いない。それを著者は「差異化された他者への指弾や抑圧になった」と運動の効果からナショナリズム性を読み込むのである。

しかし、アメリカにおける反カルト運動は、その旺盛な社会的クレイムにもかかわらず、アメリカの文化的正統性をえることには成功していない。保守政治勢力は資金力のある新宗教・既存宗教と結びつく。学界は「文化多元主義」と「宗教の自由」を守り、反カルト運動のクレイムを背教者のイデオロギー・心理と切り捨てている。自由な競い合いの歴史が優れたものを生み出すという独特の歴史的経験・社会的価値観の前には、新宗教であれ、反カルト運動であれ、特定の価値観に基づいて社会秩序へ挑戦（の回復）を目指す運動はマイノリティとならざるをえない。二〇世紀後半のアメリカにおけるネオ・リ

ベラリズムはグローバリズムとして世界に大きな影響力をもたらしているが、そこでいわれる自由を保障する制度は必ずしも社会の安寧秩序、最低限の生活保障や、暮らしの心地よさを保障することを目的としていない。反カルト運動の主張は「強者の自由」から「弱者の権利」を守るという主張であり、アメリカのナショナルな主張とは対極にある。

むしろ、反カルト運動がナショナルな論調や政策と結びつくのはヨーロッパであろう。

第三章は「バクティヴェーダ・スワミ」とクリシュナ意識運動」の事例から、「カルト」の対抗文化的要素が「洗脳」として告発されたが、最高裁において認められなかった判例を紹介している。この章も興味深いが、四章の方が本書では重要である。

第四章では「ヨーロッパ統合とセクトへの規制」として、フランス国民議会で成立した反セクト法（正式名称「人権及び基本的自由を侵害するセクト的運動の防止及び取り締まりを強化する二〇〇一年六月一二日の法律」）を中心に、フランス・ベルギーのセクト対策推進国と、ドイツの新宗教運動に配慮した立場、ヨーロッパ連合（EU諸国）とヨーロッパ会議（東欧含む四四カ国）におけるセクト問題に対する政策の揺れを、政界・宗教界の諸勢力間の対抗関係から叙述している。どの国でも政策立案の過程でセクト問題・セクト宗教（ヨーロッパではカルトの代わりにセクトを用いることが多い）の現状を示す報告書が作成され、その内容に関係者からの聞き取りもふまえて、著者はセクト問題を構築する文化ナショナリズムを把握し

書評と紹介

ようとしている。ここではフランスにのみ論点を限定する。

フランスの反セクト法自体は、特定教団のセクト性や「精神操作」をねらいうちしたのではないが、一九八五年の「ヴィヴァン報告」や一九九六年の「ギアール報告」に列挙されたセクトの具体的団体名を見る限り、フランスにおいて非伝統的でありながら勢力を拡張しつつある宗教団体が念頭にあったことは理解できる。また、議案策定の公聴会等で宗教社会学者が新宗教運動支持者として議論に関われなかったことも意図的であろう。

ヨーロッパの伝統としてキリスト教を前面に出したい教会勢力と、ライシテの伝統を持つ左派議員が共闘して、フランスに流入する新宗教運動に圧力を加えようとしたのだという著者の解釈は妥当であろうし、ヨーロッパ大陸の反セクト運動は、宗教・文化のグローバル化に対抗した反グローバルの動きではないかと考えることも可能であろう。しかし、これをフランスの文化ナシヨナリズムと考えるのが適切かどうか、一概にはいえないような気がする。一つに、社会秩序の形成や社会的価値の実現に共和国政府が強い介入を行う政策は、反セクト運動が喚起した文化ナシヨナリズムという時代性の他に、フランスの中央集権的な社会政策の歴史・文化的な特徴を示しているようにも思われる。もう一つは、反セクト法の法人に対する「解散宣告」は、個人に対する明確な違法行為を組織的・計画的に繰り返すような団体に適用されるものであって、単なる差別的態度で適用可能となるものではないことである。差別が制度化されているとまでいうことはできないと思う。

「エピローグ」では、著者によるナシヨナリズムのマクロ的分析が提示される。現代（ここ四半世紀）のナシヨナリズムは、政治的・世俗的な国民国家・啓蒙主義的ナシヨナリズムから、政治的・文化的なもの（例えば日本人論）へ移った。二〇世紀末、宗教が復権する時代にいたって、宗教的・文化的ナシヨナリズム（アメリカの反カルト運動）が出現し、さらに、これが宗教的・政治的なもの（フランスの反セクト法、ヒンドゥーナシヨナリズム）へと、ナシヨナリズムは世俗から宗教へ位相を変えながら、政治、文化の領域を往還運動しているのではないかという構図である。

この図式自体非常に興味深いものであり、それを直接評価する能力が評者にはないのが残念である。しかし、個別の事例から文化ナシヨナリズムを読みとるという作業が評者にはできなかった。それは、一つに、評者がマクロ的視座を「カルト」問題に適用するよりも、事例から領域密着型理論を構想することを優先して調査研究をしているせいかもしれない。もう一つは、評者がナシヨナリズムを国民国家、政治運動の枠で考え、ネーションや文化の領域にまで概念を拡大することに懐疑的であることからくるものであらうと思う。

三 結語

著者は、アメリカの反カルト運動と、フランスの反セクト運動に文化ナシヨナリズムを認め、それを克服して宗教的多元主義・文化多元主義的世界の実現を目指したいとエピローグにも書かれている。昨今の「文明の衝突」やアメリカの「帝国」的

ふるまいと反発をみるにつけ、著者の提言は妥当なものだと思われる。しかし、それはカルト問題における権利回復の運動や秩序維持の政策を文化ナショナリズムと解釈せずとも可能な主張ではないだろうか。著者の持ち味はマクロ分析にある。しかし、半面、ミクロ・メゾの分析から本来えられるはずの社会的事実の収集を他者の研究論文のレビューに依拠せざるをえない。

著者が依拠した英米の宗教社会学の知見には彼等なりの「カルト」問題への認識と文化的特性が濃厚であり、著者が世俗化論で看破したように、「欧米の宗教社会学の諸理論は、彼等の努力にもかかわらず、まだ西欧中心主義を抜け出していない。それはある意味では宗教社会学の隠された限界かもしれない」。

カルト問題に関しては、立場に応じた論じ方があり、宗教社会学といえどもその立場を超えてマクロの高みに立つことはやはりできないだろう。しかしながら、「いま、ここ」の問題を時代・地域の個別事例の位相をこえて鳥瞰する作業は、どの時代にも、どの社会にも求められる営為である。本書が日本における「カルト」問題研究の地平を大きく拡大したことは確かであり、宗教社会学におけるマクロ的分析の復権としても読まれるべき内容を備えていると評者は考えている。

冲永宜司著

『無と宗教経験——禅の比較宗教学的考察——』

創文社 二〇〇二年二月二五日刊

A5判 三二二頁 五六〇〇円

吉 永 進 一

十九世紀、西欧の学者が仏教に逢着した際、涅槃概念が理解し難いものであったことはよく知られている。復活も無く、魂の消滅を期待しながら生きるなど、仏教徒は人間ではないとさえ言われた。一方、明治の代表的仏教知識人である井上円了は、天地創造説を一笑に付し、創造主が天地を創造したならば、創造主を創造したものはどこにいいのかと問うた。キリスト教徒にとっては「無」が救済にあずかるなど論外であり、一方円了にとっては「無からの創造」など論外であった。前者では有と無の別は絶対的で根本的であり、後者の宇宙では存在は無始無終。これだけ存在に関しての前提が異なる以上、西欧的知性の枠によりつつ思索を深めた近代日本の宗教的哲学者が「無」にこだわったのは当然であり、とりわけ西田に始まる京都学派において「無」は重要な用語である。もちろん、後者において、この問題は生それ自体に即した立場から問われなすことによつてより一般化され、いまだに有効な問題として問われ続けているのは周知の通りである。本書は、その題名と題材